

埼玉県歯科医師会からのお知らせ

令和2年度診療報酬改定における 施設基準の届出に係る臨時的な取扱いについて

5月29日までに届出が受理された施設基準について、
厚生局に遡って受理を希望する申出を行うと、5月1日
から遡っての算定が認められます。

関東信越厚生局指導監査課連絡先
電 話 048-851-3060
FAX 048-851-3067

- ※FAXで申出の場合は、医療機関名、住所、電話番号、医療機関コード、遡って算定を希望する施設基準名称を明記のうえ、送付してください。
- ※申出がない場合は6月1日からの算定となります。

＜厚生労働省保険局医療課事務連絡（R2.5.21）の抜粋＞

基本診療料及び特掲診療料の施設基準及びその届出に関する手続については、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第2号）及び「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和2年3月5日保医発0305第3号）により示しているところである。今般の新型コロナウイルス感染症の影響が全国的に拡大していることを踏まえ、各保険医療機関等において業務の実施に一定の影響が生じている現状に鑑み、当該届出が必要とされているものについて、令和2年5月29日までに届出書の提出があったものであって、当該保険医療機関から5月1日に遡及して受理して欲しい旨の申し出があった場合、5月29日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、5月1日に遡って算定することとしても差し支えないこととしたので、その取扱いについて遺漏のないよう、ご対応をお願いしたい。